

# 一般社団法人草薙カルテッドと静岡県公立大学法人との有度・草薙地域まちづくり協創協定書

一般社団法人草薙カルテッド（以下「甲」という。）と静岡県公立大学法人（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれが持つ資源や機能等の活用を図りながら、相互に協力して有度・草薙地域のまちづくりを推進することを目的とする。

## （連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる項目について相互に連携し、及び協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりに関する研究や人材育成に関すること。
- (2) 地域の文化や伝統を継承する事業に関すること。
- (3) 甲又は乙が催す事業に関すること。
- (4) 自治体や公共団体等と連携した事業に関すること。
- (5) その他、甲と乙が必要と認める事業に関すること。

## （対象地域）

第3条 第2条に掲げる連携及び協力の内容を実施する地域は、草薙駅周辺を中心とし、主として静岡市清水区有度地区連合自治会の所管地域とする。ただし、甲と乙が必要と認める場合は、この限りでない。

## （連携推進会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進会議を設置するものとする。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年11月8日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年11月9日

（甲）代表者

一般社団法人草薙カルテッド

代表理事

山本洋平

（乙）代表者

静岡県公立大学法人

理事長

尾池和夫